重要事項説明書

この重要事項説明書(以下「本書面」といいます)は、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の13、第2条の14、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)、および小売電気事業の登録の申請等に関する省令(平成27年経済産業省令第58号)に基づき小売電気事業者が、需要家のお客様に、契約に先立ってあらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。また、本書面に記載事項を説明後、本書面をお客様に交付します。

なお、本書面の内容は最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。

本書面の項番号『小売電気事業の登録の申請等に関する省令』第3条第1項の号番号の対応は以下の通りです。

[本書面] 1項→省令1号 / 2項→3、18号 / 3項→5号 / 4項→7、13号 / 5項→9、14号 / 6項→8、9号 / 7項→22号 / 8項→9号 / 9項→15、24号 / 10項→25号

チェック機		約款該当条文
	1. 小売電気事業者 氏名・名称 株式会社オカモト 7080-0804 北海電電広市44条用10丁目2番地 電話書から155-22-3200 登録番号: A0318	
	2. 各種お問い合わせ先 (電気料金、契約変更その他契約申項に関する事項全般のお問合せ先) 株式会社オンキャー(エナジ・マーケライ/グカンバニー) 電話番号・01.55-22-3205 コールセンター・0120-989-155(平日8時30分-17時30分 上日税日及び年末年始は休業) (停電その他電気事故等に関する緊急のお問合せ先) お近くのほぐたネットワークーを入せれ、本店・011-251-1123(代表) お近くのほぐたネットワークーを入せた。本店・101-251-1123(代表) お近くのほぐたネットワークー株会会社 キントワークロールマンー・0120-175-366 東京エリア・東北電ガッシャリン株会会社 キントワークロールマンー・0120-175-366 東京エリア・東北電ガッシャリン株会会社 老が上アークロールセンー・1010-175-366 東京エリア・東北電ガッ・ローツンド株会社 電話番号・0120-995-007 03-6375-9803(有料) チャツ・トttps//whatepsupport-navij/010/ 北陸エリア・北陸ダガル電と取りのは一般がよった。120-985-232 チャツ・https//chubuspupport-navij/010/ 北陸エリア・北陸ダガル電を表生 電話番号・0120-985-232 チャツ・https//chubuspupport-navij/010/ カード・リー・19間を対力を発生株で会社 電話番号・0120-985-238 チャツ・https//kanasi-dt-support-navij/010/で、2m ≥ 62755948,139664856-160965937-18575420-1603858-403 中国エリア・中国電力・カーアーを株会社 お問いを介せてリータイヤルー覧、https://www.energia.coj/nw/compan/office/freedial/index.html メールファール・19世ーを受けている。 ポールファール・19日本の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の	
	3. 電気器給契約の申込方法 紙に当社WEBサイト等での電子的な申込、あるいは当社指定の申込用紙に必要事項®1 を記載の上提出していただきます。 高圧以上、電力使用状況の調査差等を基に作成した見積者に同意後、電気需給契約書への押印をもって契約(書)の締結 とさせていただきます。	
	※1 お客様氏名・住所・連絡先、供給地点特定番号・お客様番号、支払方法の情報が必要になります。	
	4. 供給電力、供給電力量の計測方法、料金の算出方法、調定方法 1. 塩気料金の非定期間 (1) 電気料金の非定期間 (1) 電気料金の非定期間となれる情報を必要に高熱契約者に記載の電船間始出から適用し、算定期間は原期として電気需熱契約者に定める原力の検討差単性の間の目足いたします。 (2) 日制的計算 (電力供給の関始・廃止、契約変更等が生じた場合の電力料金について、基本料金は日削り計算(下記の計算方式) (こと) 前妻に、電力操作をは使用分につき精算いたします。 (主な) 有妻の財産人、電力を収入した。(1) (1) 電気料金の場合、共力法、信息の計算方法、(2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	第18条条第18条第22条 第22条 第15条 第20条 第21条
	ウ 電力量料全単価は、お客様との電気需給契約により定めます。 第1 常帯電力の他、自発を補給電力、手幅電力の契約をご解討いただ、場合には、約款の該当項目(自家発補給電力: 第16条、子幅電力、第17条)を参照の上、説明をさせていただきます。 第16条、子偏電力、第17条)を参照の上、説明をさせていただきます。 第2 海生可能エネルギーの電配を設定して設計した。現場では、海水の一の固定値格質取制度に基づき再生可能エネルギーで落電した成力の買収に要した資用を、電気をご使用のお客様は、使用電力量に応じて、貸租いがだく後のです。 第2 力率は、たの1月の5年の日中に割移等から平面(19時でから開口におけるを対力をとし、力率の算には、所着の一般 近配電事業者が変阻した記録報用量器にお打ちいます。 ※4 最大需要電力の計量は、需要契約等に変めを検針集単目における検針目に記録整計量器により30分ごとに計量された値の最大値といたします。 第2 大力整料(国治・強化大数イス・石炭)の価格変動を電気料金に迅速に反映させるため、その増減に応じて、毎月自動的に電気料金会調整する制度です。 第一般窓の放棄によった使用電力量または最大需要電力を正しく計画できなかった場合、それらはお客様、一般 送配電事業者および当社の3者の協議によって定めます。	

チェック模		約款該当条文
	5. 料金の支払時期、方法、および遅延利息 (1) 支払時期 毎月の料金は月末日に締め切り、翌月に請求させていただきます。決済日及び引落日は支払方法によって異なります。 (2) 支払方法 当社指定の支払方法の中からお選びいただけます。 (3) 延滞利息 お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払い日までの	第23条 第24条 第25条 第43条
	期間の日数に応じて年10%の割合の延滞利息を申し受けます。料金支払いの遅延は解約事由に該当します。 6. 設備工事等、電気供給に伴うお客様の負担事項 (1) 設備工事等の負担 契約電力を前契契約または増加等させる際、当社と一般送配電事業者との接続供給契約に基づき、お客様の需要地点における供給設備、引込機、計量器等については、原則として一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、接後供給契約は、基づき当社の負担とされる計量器、変成器、二次側配線等がある場合にはお客様に負担していただきます。 (2) 用地の確保の協力 お客様におかれましては、保輸設備のために必要な用地の確保等について協力していただきます。 (3) 実費情算 お客様の路合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を単し受けます。当社が一般送配電事業者かま活送供給等等数に基づ代接続情報を急び工事費の背算金額の支払いを求められている場合には、お客様は当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支 込込めとします。	第45条 第46条 第30条 第45条 第45条 第42条
	7. 当社から契約の変更または解粉に関する事項 (1) 契約電力超高における投資電力増加変更 協議制のお客様が契約電力を超えて電気を使用された場合、または実監制のお客様の当月の最大需要電力が 500kWを超え場合には、当社はお客様協議の上、翌月からの契約電力を適切ならのに変更していただきます。 (2) 一般送配電事業者の料金変更に作う生わり髪の改定に 当社は、再修の一般返尾電事業者の約分等の改定によりを送配電事業者の料金が改定された場合は契約期間 にかかわらず、需節契約における料金単価を変更することができるものとします。 (3) 当社から列解的 当社は、本説明時の(2) 記載の事由により契約を解除するほか、当社がお客様との契約をやむを得ず解約する場合 かございます。 (4) 契約解約に関わる認め金について 電力機能関始にから返除を対すがます。 電力機能関始にから返除を対すがます。 場合は、連絡を表して一律3,000円の支払いが 発生します。ただし、お客様の責に帰さない事由により電前契約が終了する場合は、連約金として一律3,000円の支払いが 発生します。ただし、お客様の責に帰さない事由により電前契約が終了する場合は除きます。	第38条 第39条 第43条 第8条
	8. 電気供給の中止・制限および停止、解除、損害賠償、免責について (1)電気保給の中止・制限 一般返尾電業者は、電気保給に必要な設備のトラブルなどにより、お客様に対して供給の中止や使用の制限などを する場合かにざいます。 (2)電気保験の停止、解料、免責 お客様の電気の使用方法が保安としの危険があること、もしくは電気工作物に問題がある場合、不正な電気使用、 または電気料金の変気の使用方法が保安としの危険があること。一般送尾電事業者は電気の供給停止をする 場合があります。 また、それもの事由か一般送尾電事業者の定めた別用までに解消されない場合は、需給契約を解除および損害賠償 請求をすることがあります。 なお解約や事故などによりお客様が電気を使用できない結果、損害が生じた場合であっても当社は責任を負いま せん。	第34条 第31条 第42条 第43条 第37条
	9. 所轄の一般送配電事業者から当社およびお客様に求められる協力事項 (1) 立入り許高 小売供給を行うに当たり必要な供給設備、計量器等の工事、計量値の確認、保安作業、及び電気工作物の検査等を行うために一般返配電事業者など関係事業者が需要地点の敷地内などに立ち入ることがあり、お客様におかれましてほぼ、当な事業の処理 電気供給の停止作業をする際、お客様の電気設備に適切な処理をするためにご協力いただきます。 (3) 画整装度、保護度間の設度依頼 お客様の電気の使用が、ほかのお客様の電気の使用で、一般返配電事業者の電気工作物に支障を及ぼすことがないよう、お客様の関係の使用が、ほかのお後の電気の使用で、しまかの場所のである使用で、こまが使います。 は3 お客様のも近くな工作物に放降・異常が疑われる場合、またはお客様において供給設備に影響を与えるような工事・修繕等を行う場合において、は2を様は、すみやかにその旨を一般返配電事業者および当社に通知していただきます。 (5) 情報・デークの提供および連絡体制の格と お客様は、当社と一般返配電事業者を選加しませ、当社を様なの最大需要振り、同時同量用の3の分毎使用電力量およびその他接続供給契約に必要を連絡体制のを表していたただます。 お客様は、当社とも近る電車を開発を開発を検索者が変換を検給する際に、一般返配電事業者から当社に対し、お客様の最大需要振り、同時同量用の3の分毎使用電力量およびその他接続供給契約に必要な連絡体制のをといただきます。 お客様は、当社とも近る配電事業者と富給契約、接続供給契約に必要な連絡体制をとっていただきます。 お客様は、当社および一般返配電事業者と富給契約、接続供給契約に必要な連絡体制をとっていただきます。	第29条 (正述的 第37条) 第31条 第30条 第38条) 第51条 第52条 第53条
	10. 契約・約款変更、手続き期間の遵守 (1) 約款、保薪条件の東更、一般遊配電事業者の定める約款等が変更された場合、またはその他当社が供給条件の東更が分をを一個に関係の当時に、場合、当性は、地名電話約款、電気蓄積を約等の契約条件を変更することがあります。この場合、契約期間場了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。よれな経済、契約、関係要更、多素変更等を希望では含ら、当社の基本を対して所定の要更更多が表現しません。 (2) 世界経済を申請し、その際は所定の手線期間がかかります。そのため、お客様の変更申込みは、別社が規定する変更手続き申請し、その際は所定の手線期間がかかります。そのため、お客様の変更申込みは、別社が規定する変更手続き申請し、その際は所定の手線期間がかかります。そのため、お客様の変更申込みは、別社が規定する変更手続きの開発を置くていただき、またそれ以降の変更申込みについてはお客様のご希望に添えない場合がございますので予めご了系額います。	第 2 条 第 3 9 条 第 3 8 条 第 3 9 条 第 4 0 条

電気需給約款を必ずご一読ください。



詳しくはごちら

お問い合わせ(オカでんコールセンター)

0120-989-155

(営業時間 平日8:30~17:30)